



犬の飼い主の皆様へ

犬を放す行為は県条例で
禁止されています！

※鳥獣被害防止のため、犬を放すことも「違反」です

犬の放し飼いは
絶対にしては
いけません！



犬を放し飼いにすると、以下のような危険があります

人や犬に咬みついて
ケガをさせる



突然走り出し
行方不明になる



道路に飛び出し
交通事故に遭う

他人の敷地へ
勝手に侵入する



知らない場所に
フンをする

～大分県動物の愛護及び管理に関する条例～

第7条 犬の飼養者の遵守事項（抜粋）

犬の飼養者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 飼い犬が道路、公園、広場その他の公共の場所においてふんを排せつした場合は、遅滞なく、当該ふんをその場から除去し、適正に処理すること。

第8条 犬の係留義務

犬の飼養者は、飼い犬が逸走し、又は人の生命、身体若しくは財産を侵害しないよう、常に係留しなければならない。

第20条 罰則（抜粋）

五万円以下の罰金又は科料に処する。

- 二 規定による命令に違反したもの